

地域密着型介護老人福祉施設 若槻ホーム別館 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人若槻ホームが設置する地域密着型介護老人福祉施設「若槻ホーム別館」(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある利用者に対し、適正な地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、少数の居室及びその居室に近接して設けられる共同生活室ごとに「施設サービス計画」に基づき、入居者の居宅における生活への復帰を念頭に置き、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練、栄養管理、相談及び社会生活上の援助を行うことにより、入居者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

2 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視しながら、関係する市町村や介護保険サービス事業者、保健医療サービス機関等と密接な連携を図るものとする。

(名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 若槻ホーム別館
- (2) 所在地 長野市上野1丁目1462-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
事業所の職員及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名(非常勤)
入居者の診療、健康管理及び保健指導にあたる。
- (3) 生活相談員 1名以上
入居申込みに関わる調整・相談・関係機関との連絡調整及び入居者又はその家族に対する相談に適切に応じ、必要な助言と援助調整業務に従事する。
- (4) 介護職員 12名以上
入居者の生活全般についての介護業務を行う。
- (5) 看護職員 2名以上
入居者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。また、看護責任者は医師の指示を受け、看取り看護・介護に係る体制整備を図る。
- (6) 管理栄養士 1名以上
給食献立の作成、栄養ケア計画の策定及び栄養指導を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1名以上
入居者の身体状況に応じて、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための訓練を行う。

- (8) 介護支援専門員 1名以上

居宅生活への復帰を念頭に置きながら「施設サービス計画書」を作成し、実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の入居者定員は29名とする。

2 ユニット数及び各ユニットの入居定員は以下のとおりとする。

- (1) ユニット1 10名
- (2) ユニット2 10名
- (3) ユニット3 9名

(サービスの内容)

第6条 事業所のサービス内容は、以下のとおりとする。

- (1) 食事・入浴・排泄その他日常生活上の介護。
- (2) 栄養並びに利用者の心身状況及び嗜好を考慮した食事の提供。
- (3) 適切な健康管理。
- (4) 生活機能の改善又は維持のための機能訓練。
- (5) 入居者及びその家族に対しての各種相談、助言その他必要な援助。
- (6) 教育娯楽及びレクリエーション活動の提供。
- (7) 地域及び家族との交流の機会の確保。

2 入居者へのサービス提供は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重しながら、入居者の自立した生活を支援することを基本とし、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、生活様式及び生活習慣が居宅生活と連続したものとなるよう努める。また、各ユニットにおいて入居者相互に社会的環境を築き、自立した日常生活が営むことができるよう支援する。

(利用料その他の費用)

第7条 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 その他の費用として、事業所において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められる費用。
- 3 利用料の額、その他の費用の額は、別に定める「重要事項説明書」に記載する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第8条 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて入所させない。

- 2 入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲水に供する水について、衛生的な管理に努める。
- 3 感染症の発生、蔓延しないよう必要な措置を講じる。
- 4 利用にあたっては懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対して療養上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。また、入居者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行うとともに、施設サービス計画書に基づき、機能訓練及び日常生活を行う上で必要な援助を行う。

(サービス利用者側の留意事項)

第 9 条 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を利用する際、入居者は生活上のルール、設備の利用留意事項を守り、サービス提供を受けることとする。

- (1) 施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動は行わないこと。
- (2) 施設内にペットの持ち込み及び飼育を行わないこと。

(サービスの中止)

第 10 条 事業者は、サービスの提供を受けようとする利用者が、故意または重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどにより、サービス提供を継続しがたい事情を生じさせた場合は、サービス提供を中止することができるものとする。

(入院期間中の対応)

第 11 条 事業所は、入居者が病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後概ね 3 カ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入居者及び家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所できるようにする。

(退所)

第 12 条 事業者は、次の各号にいずれかに該当する場合は、長野市又は当該入居者に係る居宅介護支援事業所との密接な連携を図り、契約を解約することができるものとする。

- (1) 入居者から解約の申し出があった場合。
- (2) 入居者が病院等に 3 か月以上入院若しくは入院が見込まれる場合。
- (3) 入居者が死亡した場合

(緊急時等における対応方法)

第 13 条 事業者は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入居者の病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第 14 条 事業者は、消防法令に基づき防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備、災害・非常時に備えて必要な設備を設ける。

- 2 事業者は、非常災害等に対して具体的な消防計画等を策定し、職員及び入居者が参加する通報及び避難訓練を年 2 回以上実施する。なお、そのうち 1 回以上は夜間を想定した訓練を実施することとする。
- 3 施設の非常災害設備は定期的に自主的及び専門業者により定期的に点検を行う。
- 4 事業者は、関係機関への通報体制を整備し、定期的に職員に周知する。
- 5 事業者は、災害等に備え 3 日以上非常食を備蓄することとする。

(苦情処理 情報開示)

第 15 条 入居者からの相談、苦情については窓口、担当者を設置し、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する入居者の要望、苦情に対して迅速かつ適切に対応する。

- 2 利用者から提供するサービスについて説明を求められた場合には、説明に応じ必要な資料提供を行う。
- 3 情報開示資料として事業計画及び財務内容に関する資料を閲覧可能にしておく。

(地域との連携等)

第 16 条 地域に開かれた介護老人福祉施設として、地域住民やボランティア団体との連携及び協力を行なう等地域との交流に努める。

- 2 地域交流スペースを地域住民及びボランティア団体に幅広く活用してもらうよう広報に努める。

(事故発生時の対応)

第 17 条 入居者に対する施設サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに入居者の家族・長野市に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとする。

- 2 事業者は、事故防止委員会を設置して、事故の分析、改善策等を話し合い関係職員に周知させることとする。また、事故防止委員会はヒヤリハット集計を行い事故防止に向けた対策を話し合い、入居者の安全確保に努めることとする。

(虐待防止)

第 18 条 事業者は、入居者の人権の擁護・虐待の防止のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 定期的開催する虐待防止委員会において虐待の防止のための対策を検討し、その結果について職員に周知徹底する。
 - (2) 虐待防止に関する指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を開催する。
 - (4) 上記の措置を適切に実施するための担当者を選定する。
- 2 事業者は、サービス提供中に当該事業所職員又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に養護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第 19 条 入所者又は他の入居者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動制限する行為は行わない。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、期間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録し同意を得る。

(褥瘡予防対策)

第 20 条 事業者は、入居者に対し、褥瘡予防対策として対策指針を定めるとともに、その発生を防止するために医療・介護・栄養関係者等が協力し適切な介護に努める。

(感染症対策)

第 21 条 事業者は、感染症対策として次の事項を行うこととする。

- (1) 感染症及び食中毒の発生、まん延を防ぐために事故防止委員会等の会議を定期的に開催し、議事内容等を職員に周知する。
 - (2) 各種感染症に対するマニュアルを整備するとともに、定期的に職員研修会を開催する。
- 2 施設内において感染症の発生又は発生が疑われる場合には、あらかじめ定められた感染対応マニュアルに沿って適切に対応する。また、必要に応じて保健所若しくは長野市の指導助言を得るものとする。

(守秘義務)

第 22 条 事業所の職員は、業務上知り得た入居者又はその家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らさないものとする。また、退職後も同様とする。

(記録の整備)

第 23 条 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するにあたり次にあげる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

- (1) 施設サービス計画書
- (2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る記録
- (3) 緊急やむを得ない場合に行なった身体拘束に関する記録
- (4) 入居者に関する長野市への通知に関する記録
- (5) 苦情内容等に関する記録
- (6) 事故及び事故に際し採った処置に関する記録

(その他運営に関する留意事項)

第 24 条 職員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 2回
- 2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議により定めるものとする。

(改正)

第 25 条 この規程の改正・廃止するときは、社会福祉法人若槻ホーム理事会の議決を経るものとする。

附則

(施行)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 4 月 1 日改正